

長野市建設工事検査実施要綱

長野市工事検査実施要綱（昭和47年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号。以下「規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の厳正かつ公正な検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査職員 規則第49条の規定により工事の検査を行う職員をいう。
- (2) 監督職員 規則第46条の規定により工事の監督を行う職員をいう。
- (3) 契約者 市と工事の請負契約を締結した者をいう。
- (4) 工事主管課長 工事の起工に係る事務を分掌する課の長をいう。
- (5) 工事担当課長 工事を施工する課の長をいう。

（検査実施基準）

第3 検査職員は、契約書、仕様書、図面その他関係書類（以下「契約書等」という。）に基づき、別に定める長野市建設工事共通仕様書により、的確な検査を行わなければならない。

2 検査職員は、地下又は水中に没する等、外部に現れない部分で検査が困難な場合は、監督職員から工事の状況を聞くとともに、工事工程写真、工事記録簿等により確認をしなければならない。

（検査実施区分及び工事成績評定）

第4 会計局長が実施する検査は、契約金額が1件 200万円を超える工事及び1件 200万円以下の工事で会計局長が特に必要と認めるものとし、契約金額が1件 200万円を超える工事について工事成績評定を行うものとする。

2 工事担当課長が実施することができる検査は、前項に規定する検査以外の検査とする。ただし工事成績評定は行わない。

（契約書等の回付）

第5 工事主管課長は、1件 200万円を超える工事の契約（当該工事の契約変更の場合の変更契約を含む。）を締結したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を会計局長に回付しなければならない。

- (1) 契約書等
- (2) 工程表・着手届・現場代理人及び主任技術者届

2 工事主管課長は、1件 200万円以下の工事の契約を締結したときは、月ごとに請負工事締結報告書（様式第1号）を作成し、翌月の5日までに会計局長に送付しなければならない。

3 会計局長は、前項の報告書を受領したときは、速やかに検査を必要と認める工事を決定し、工事担当課長に通知するものとする。

（検査台帳）

第6 会計局長は、第5第1項に規定する書類の回付を受けたときは、工事検査台帳（様式第2号）を作成するものとする。

（検査の種類及び実施の時期）

第7 検査の種類及び実施の時期は、次のとおりとする。

検査の種類	検査の実施の時期
しゅん工検査	工事が完成したとき。
部分しゅん工検査	工事の完成部分の使用を必要とするとき。
出来高検査	部分払い、工事の打切り又は契約の解除等により、確認を必要とするとき。
中間検査	工事の施工過程において、特に検査を実施する必要があると認めるとき。

（しゅん工検査の手順）

第8 工事主管課長は、第4第1項に規定する工事がしゅん工したときは、その日から起算して3日以内に次の各号に掲げる書類を会計局長に送付しなければならない。ただし1件200万円以下の工事については(1)、(3)、(4)を送付するものとする。

- (1) 契約書等
- (2) 工程表・着手届・現場代理人及び主任技術者届
- (3) しゅん工届
- (4) しゅん工書類一式
- (5) 工事成績評定表

2 会計局長は、前項の書類を受理したときは規則第48条第2項の規定により検査職員をして検査を行わせなければならない。この場合において、検査職員は監督職員に、監督職員は契約者に検査の日時を通知するものとする。

3 前項の規定は、工事担当課長が検査を実施する場合について準用する。この場合において、同項中「会計局長は、前項の書類を受理したときは、」とあるのは「工事担当課長は第4第2項の規定により検査を実施する工事がしゅん工したときは、前項第1号から第5号までの書類に基づき」と読み替えるものとする。

（部分しゅん工検査、出来高検査及び中間検査の手続）

第9 部分しゅん工検査、出来高検査及び中間検査については、第8の規定の例による。ただし工事成績評定は行わない。

（検査の実施）

第10 検査職員は、検査を行うときは、規則第49条第4項の規定による検査の立会人に対し、必要に応じて第8第1項に掲げる書類以外の関係書類の提示若しくは提出又は事実の説明を求めることができる。

（検査調書の省略）

第11 検査職員は、規則第51条第2項の規定によるほか、契約金額が1件 200万円以

下の工事の中間検査においては、検査調書の作成を省略することができる。

(検査不適合の場合の処置)

第12 検査職員は、工事が契約の目的に適合しないものと認める場合において、その指示すべき事項が軽微なものであるときは、規則第49条第5項の規定にかかわらず、口頭により指示することができる。

2 検査職員は、規則第49条第5項又は前項の規定により指示をした工事において、補修又は改造（以下「補修等」という。）が完了したときは、補修等部分の検査を行わなければならない。ただし、補修等部分の内容が軽微なものであって、工事工程写真及び工事記録簿等でその内容が確認できる場合に限り、検査を省略することができる。

(工事成績の評定)

第13 検査職員は、第4第1項に規定する工事のしゅん工検査が完了したときは別に定める基準により工事成績評定表を作成し、工事検査調書に添えて市長に提出するものとする。

2 前項の評定は、第12第2項の規定による検査の場合は行わないものとする。

(検査の中止)

第14 検査職員は、検査を行う場合において、契約者が次の各号の一に該当するときは、検査を中止することができる。

(1) 検査の立会いを拒んだとき。

(2) 検査職員の職務の執行を妨げたとき、又はその指示に従わなかったとき。

(雑則)

第15 市以外の関係機関（長野市開発公社等）における工事において、工事を施工する機関から依頼を受けて検査を実施する場合の検査の取扱いは、別に定めがある場合のほか、この要綱の定めるところによる。ただし工事成績評定は行わない。

(雑則)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の長野市建設工事検査実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名の通知（随意契約における見積りの依頼を含む。以下同じ。）を行う契約について適用し、同日前に入札の公告又は指名の通知を行う契約については、なお従前の例による。

（長野市工事監督要綱の一部改正）

- 3 長野市工事監督要綱（昭和57年7月1日施行）の一部を次のように改正する。
第23中「100万円以上」を「130万円を超える」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市建設工事検査実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名の通知（随意契約における見積りの依頼を含む。以下同じ。）を行う契約について適用し、同日前に入札の公告又は指名の通知を行う契約については、なお従前の例による。

（長野市工事監督要綱の一部改正）

- 3 長野市工事監督要綱（昭和57年7月1日施行）の一部を次のように改正する。
第23中「130万円」を「200万円」に改める。